

スーパー堤防等整備事業 実施箇所配置図



※概成地区とは計画延長に対して80%以上完成している地区



スーパー堤防整備事業

—安全で、うるおいのある水辺の再生—

【問い合わせ】 東京都 建設局 河川部 計画課 低地対策担当
TEL : (03)5320-5413

登録番号 (29) 31



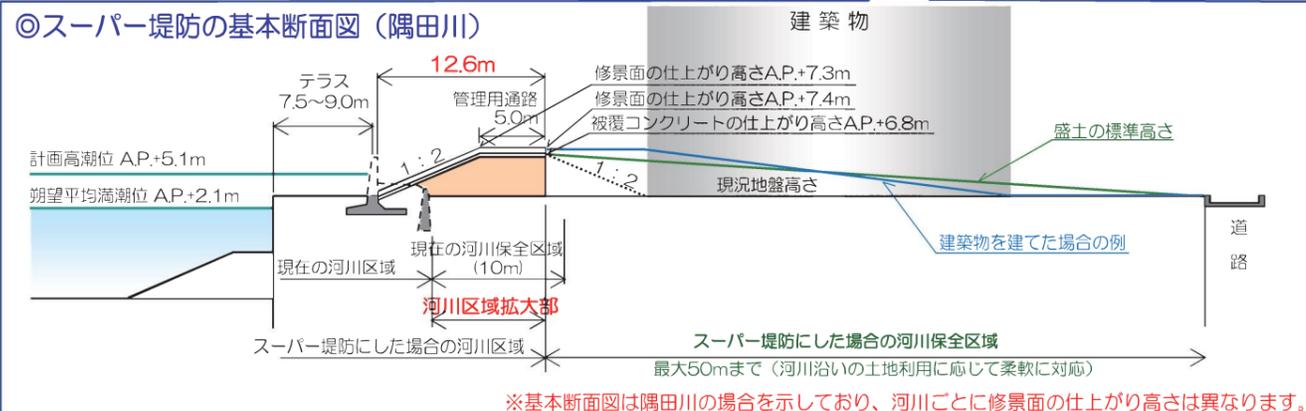
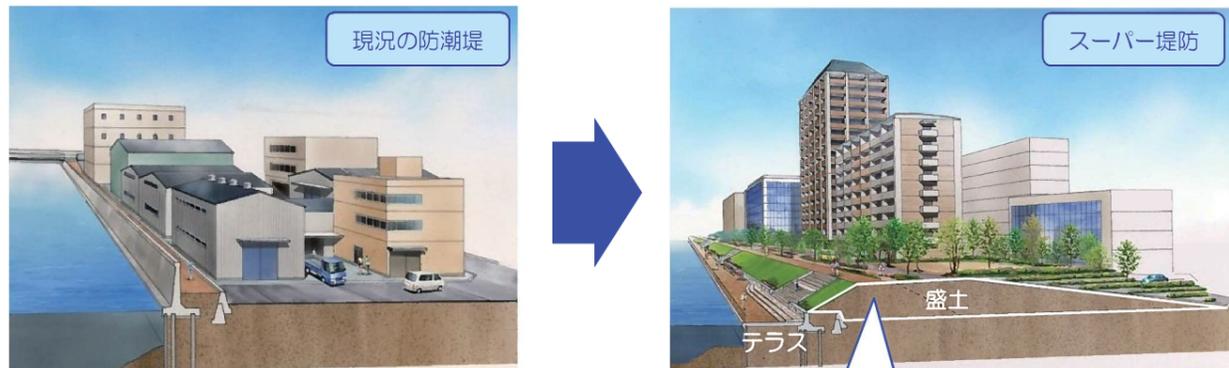
東京都建設局

1. スーパー堤防とは～スーパー堤防は高潮や大地震に対して安全だけでなく、水辺環境を向上させます。～

東京都では、高潮や大地震による水害から東部低地帯を守るため、昭和60年から、東部低地帯を流れる主要5河川（隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川）において、スーパー堤防の整備を進めています。

スーパー堤防は、開発者の協力を得て、開発と一体的に整備することが特徴です。
（国の高規格堤防とは制度が異なります。）

コンクリートの防潮堤に変わり、盛土により構成された幅の広いスーパー堤防を整備することにより、地震への安全性が向上し、うるおいのある水辺空間が創出されます。
（現在、隅田川で延長の約32%が完成）

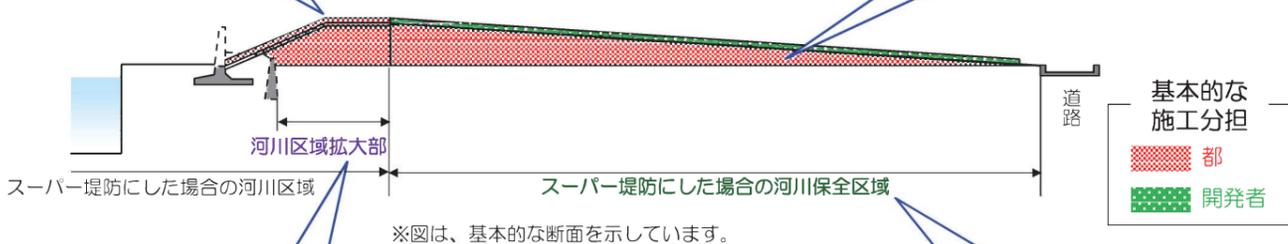


2. スーパー堤防の特徴～スーパー堤防の整備には沿川土地利用との連携が必要不可欠です。～

河川区域拡大部は

- ・ 固定資産税及び都市計画税が原則として免除
- ・ 建蔽率及び容積率の基準面積や総合設計制度の公開空地等に算入可能

建築物の根切り等で発生する土は、条件を満たせば堤防の盛土に転用することが可能



河川区域拡大部は、都が堤防用地として無償使用

河川保全区域では、建替えや増築等の開発行為（新築・改築、3mを越える盛土や1mを越える掘削等）に対して河川管理者の許可が必要
※河川堤防の保全のための条件等を付するもので、開発を規制するものではありません。

3. スーパー堤防整備事業の流れ

※この工程は標準であり、案件ごとの状況に応じて調整は可能です。

施工主体	事前準備			初年度			2年度			3年度			4年度		
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
開発事業	事業者					建築工事									
スーパー堤防整備事業	建設局				測量	築堤設計			被覆・修景設計	築堤工事	被覆・修景工事			測量	
				●確認書					●合意書						●分筆登記

工事期間：約2年

●確認書

開発者と東京都において、スーパー堤防整備事業と連携して実施していくことを確認する文書です。

●合意書

開発者と東京都において、スーパー堤防整備事業の実施と、それに伴う河川区域、河川保全区域の範囲、河川区域に編入される敷地の取扱い等について合意する文書です。

●分筆登記

東京都が河川区域として無償使用する開発者（土地所有者）の敷地を、「河川区域内の土地」として表示登記することです。（所有者は変わりません。）
これは、開発者に掛る地方税法上の固定資産税や都市計画税を非課税とするためのものです。

■施工フロー（例）

